



神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 31 年 3 月 26 日  
付け神こ子振第 27121 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申し  
ます。

記

神戸市立保育所への保育所運営支援システムの導入について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 神戸市立保育所における日誌作成や園児情報の管理、保護者への連絡等について、  
保育所運営システムを導入して電子計算機処理することは、保護者と保育所間の円滑・  
迅速なコミュニケーションによる保護者の利便性の向上、及び保育所における業務の効  
率化と情報の共有の促進による、情報活用能力の強化と保育に関する質と安全性の向上  
に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することの  
ないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わ  
なければならない。

神戸市立保育所への保育所運営システムの導入について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項第 2 号に該当するもの

【児童情報（基本情報）】

氏名

生年月日

性別

年齢

住所

連絡先

入所日・退所日

◎すこやか保育の情報（申請状況、判定（依頼）日、認定期間、障害種類、特別児童  
扶養手当の情報（認定日、等級））

◎妊娠・出産・乳児期の記録（出産、出生時の体重）

◎疾病・予防接種

◎児童の健康記録（身長・体重・胸囲、健康診断結果）

◎アレルギーの有無

健康保険情報

かかりつけ医

【世帯員（保護者）情報】

氏名

性別

住所

連絡先

I D

パスワード

勤務状況（勤務先、勤務先連絡先、勤務時間、通勤手段など）

続柄

生年月日

世帯開始（終了）日

世帯員区分（保護者（父・母））、扶養義務者、兄弟など

保育の必要性を照明する必要書類名

◎施設の入所情報（（児童福祉施設、障害児施設ほか）、入所施設名）

【職員情報（基本情報）】

職員の氏名

職員の性別

職員の生年月日

職員の住所  
配属（雇用年月日）  
契約期間（非正規職員）  
賃金単価  
出退勤時刻

**【登降所管理】**

児童の氏名  
支給認定日  
支給認定区分（1号認定こども、2号認定こども、3号認定こども）  
支給認定期間  
支給認定の状況（認定中、認定済、取消、却下、変更、終了）  
支給認定番号  
保育必要量（標準／短時間）  
登降所日  
登降所時刻

**【延長保育料・給食費管理】**

申請者の氏名  
対象者の住所  
扶養者数  
利用者負担階層区分  
子区分（第○子）

**【保育計画・日誌作成・保育保健記録】**

児童の氏名  
◎保育計画  
◎保育の状況  
◎すこやか保育の情報（申請状況、判定（依頼）日、認定期間、障害種類、特別児童扶養手当の情報（認定日、等級））